

三重県子ども条例改正、三重県こども計画（仮称）策定の方向性について（案）

1 子ども条例の改正等が必要な理由

(1) こどもを取り巻く環境の変化

- ・人口減少、少子・高齢社会の進行により地域コミュニティが縮小し、こどもが地域社会で様々な人と関わることや、多様な価値観に触れる機会が減少している。
- ・こどもの育ちを見守り、応援したいと思う県民は減少している(子ども白書 2024)。
- ・小学生について、コロナ禍を境に、家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加した経験がある割合が減少するとともに、地域への関心が大きく低下している(子ども白書 2024)。
- ・コロナ禍が明けた後も、縮小された自治会等による地域イベントは元の水準には戻っていない。一方で、新たなコミュニティであるこども食堂等の居場所づくりは拡大しつつあり、こども食堂や無料の学習支援へのこどもの利用ニーズは高い(子ども白書 2024)。
- ・家庭の経済状況により、地域のスポーツクラブ等への参加割合に差が生じている(子ども白書 2024)。
- ・スマートフォンの普及やSNS利用の増加により、多くの人と気軽に関わるができるようになった一方で、犯罪に巻き込まれることや、インターネット空間でのいじめ、心身の健康への影響、学習時間の減少など新たな課題が生じている。
⇒こどもや子育て家庭への地域の関わりの減少や地域コミュニティの変容、家庭の経済状況による体験格差が生じている状況、コミュニケーションの多様化等をふまえ、新たな対策を講じるための方針を打ち出す必要がある。

(2) 困難を抱えるこどもの増加、こどもの権利侵害事例の発生

- ・条例を制定した平成23年度以降、県内のいじめの認知件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数は大きく増加しているほか、こどもの貧困やヤングケアラーといった新たな課題が顕在化している。
- ・家庭の経済状況は、こどもの学習や進学に影響している(子ども白書 2024)。
- ・令和5年度は、県内で児童虐待による死亡事例や不適切保育事案が立て続けに発生した。
⇒行政機関をはじめ、こどもに関わるすべての人の、こどもの権利を守るための主体的な取組を促進するため、こどもの権利に対する意識を高める必要がある。

(3) こども基本法の制定（令和5年4月）

- ・こどもを「心身の発達の過程にある者」と定義したうえで、こども施策を行ううえでの基本理念や、こどもなど当事者の意見を反映する措置（義務）、都道府県こども計画の策定（努力義務）が規定された。

⇒こどもの定義や基本理念など、こども基本法の趣旨に沿った内容にする必要がある。

(4) こどもの権利に関する認知度の低さ

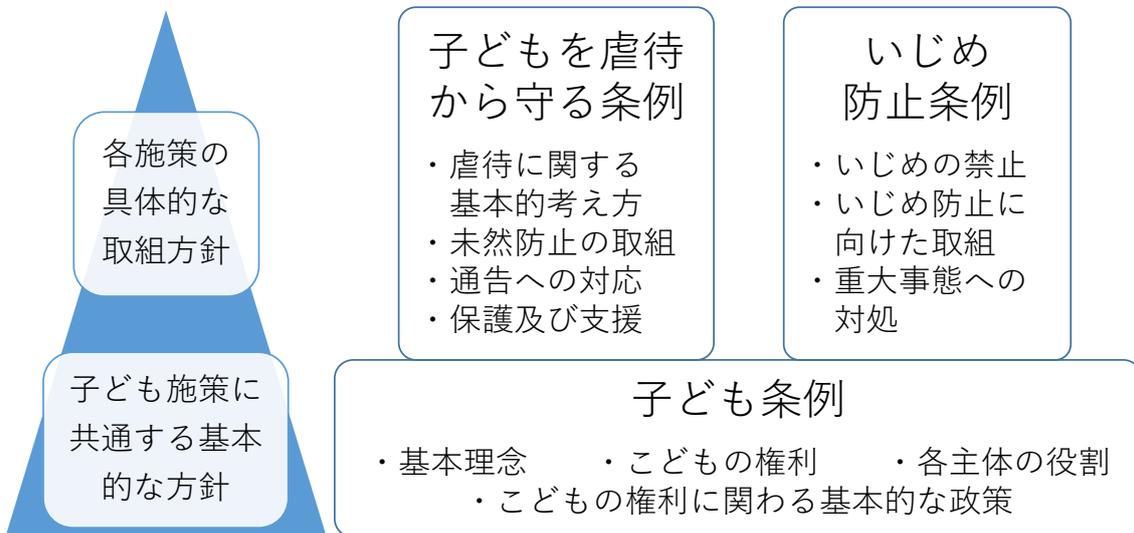
- ・こどもの権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について、内容を知っているこどもの割合は小中学生で6%前後、高校生でも14%と低い（子ども白書2024）。
- ・こどもの権利について、現行条例では前文に記載するにとどまっている。

⇒こどもが自身の権利を知ることは、主体的な活動の後押しとなったり、権利が侵害されていることに気づいて誰かに相談できたり、自分や他者を価値のある存在として尊重できるようになるなど、とても重要であることから、学ぶ機会を充実する必要がある。

2 子ども条例改正の方向性

(1) 子ども条例と他のこども関連条例との関係

- ・子ども条例を「こどもに関する基本条例」と位置付ける。



(2) 子ども条例の構成

- ・子ども条例の大まかな構成は次のとおりとする。

- ①目的
- ②定義
- ③基本理念
- ④こどもの権利
- ⑤各主体の役割
- ⑥政策
- ⑦実行計画の策定

(3) 具体的な条文の見直し等

① 目的

現行条例：第1条

この条例は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

《見直しの方向性》

- ・現行の「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを推進し、子どもの権利が尊重される社会の実現に資すること」を目的とする条例から、「こどもの権利を守ること」を主たる目的とする条例に改める。

② 定義

現行条例：第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 学校関係者等 教育、福祉その他の子どもの育成に関連する分野の事務に従事する者をいう。

《見直しの方向性》

- ・現行条例では、子どもを「18歳未満の者」と定義しているが、こども基本法では、一定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもを「心身の発達過程にある者」と定義していることをふまえて、子どもの定義について必要な見直しを行う。

【参考】東京都こども基本条例（R3.4.1 施行）

（定義）第2条

この条例において「こども」とは、18歳に満たない者をいう。なお、こどもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

【参考】徳島県こども未来応援条例（R6.3.19 施行）

（定義）第2条

この条例において「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう。ただし、こどもに関する施策の実施に当たっては、必要に応じて施策の対象となる範囲を定めるものとする。

③ 基本理念

現行条例：第3条

子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 子どもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 子どもの最善の利益を尊重すること。
- (3) 子どもの力を信頼すること。

《見直しの方向性》

- ・ こども基本法の基本理念には、こどもの権利条約のいわゆる4原則（①差別の禁止、②生命、生存及び発達に対する権利、③こどもの意見の尊重、④こどもの最善の利益）が盛り込まれていることをふまえて、必要な見直しを行う。

【参考】新潟県こども条例（R6.4.1 施行）

（基本理念）第3条

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにするなど、日本国憲法、児童の権利に関する条約、児童福祉法及びこども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、こどもの有する権利を尊重し、擁護すること。
- (2) 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保すること。
- (4) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること。
- (5) 誰もが安心してこどもを生み、子育てに喜びを感じ、こどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、国、県、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、こどもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民が相互に連携し、及び協力して社会全体でこどもを支えるための取組を推進すること。

④ こどもの権利 ※新規

現行条例：前文（第1段落）

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。それは、安心して生きること、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることである。子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない。

《見直しの方向性》

- ・現行条例では、こどもの権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）に関して、前文に記載しているのみである。こどもの権利について、子ども自身や大人が理解できるよう、こどもの権利条約をふまえて、条例本則にこどもの権利の具体的な内容について盛り込む。

【参考】東京都こども基本条例（R3.4.1 施行）

（こどもの権利）第4条

都は、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

【参考】徳島県こども未来応援条例（R6.3.19 施行）

（基本理念）第3条

こどもの健やかな成長への支援は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとしたこどもの権利を尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもの最善の利益を考慮し、行わなければならない。

⑤ 各主体の役割

現行条例：第4条～第10条

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、次条から第9条までに規定する役割に配慮するものとする。

3 県は、第10条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。

(学校関係者等の役割)

第6条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第8条 県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによって、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

(市町の役割)

第9条 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。

(連携及び協働)

第10条 保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、前5条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

≪見直しの方向性≫

- ・現行条例では、県の責務を「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施」としている。条例の目的（第1条）の見直しに合わせて、県の責務についても、基本理念にそって、こどもの権利を守るための施策を総合的、計画的に実施する責務があることを明記する。

⑥ 政策

現行条例：第 11 条～第 13 条

(施策の基本となる事項)

第 11 条 県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。

(1)子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。

(2)子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。

(3)子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。

(4)子どもの育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。

(相談への対応)

第 12 条 県は、子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

(広報及び啓発)

第 13 条 県は、子どもの育ちについての県民の関心及び理解を深めるとともに、県民が行う子どもの育ちを見守り、及び支える活動を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

《見直しの方向性》

・こどもや県民がこどもの権利について理解を深めるための施策および、こどもの権利条約の 4 つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）に対応した大括りの政策（下記）を規定し、各施策を包含する。

※こども施策は多岐にわたり、時代や社会情勢の変化とともに、新たな取組が必要となることが想定されるため、子ども条例に具体的な施策を列挙することは避ける。（個別の施策はこども計画に盛り込む。）

【大括りの政策】

○こどもの権利について学ぶ機会の提供、こどもが権利の主体であることの社会全体での共有

《こども計画に盛り込む施策の例》

- ・こどもの権利条約、こども基本法、子ども条例の普及啓発
- ・学校教育におけるこどもの権利教育の推進

○子育て家庭・こどもに寄り添った多面的支援

《こども計画に盛り込む施策の例》

- ・妊産婦・乳幼児ケア
- ・小児医療体制の充実
- ・こどもの貧困対策
- ・社会的養育の推進
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・発達支援および医療的ケアが必要なこどもへの支援
- ・外国につながるこどもへの支援
- ・さまざまな支援に関するこどもへの情報提供
- ・地域子育て支援、家庭教育応援
- ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ・仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

○こどもの安全安心の確保

《こども計画に盛り込む施策の例》

- ・児童虐待防止
- ・体罰、不適切指導・不適切保育の防止
- ・いじめ防止
- ・自殺対策、災害や犯罪からこどもを守る取組
- ・インターネットの適正利用
- ・こどもの権利が侵害された場合の権利救済の仕組み（※）

○こどもの学び、成長への支援

《こども計画に盛り込む施策の例》

- ・幼児教育・保育の質の向上
- ・こどもが自分で通える安全安心な居場所づくり
(こども食堂、公園、図書館、児童館等)
- ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ・不登校のこどもへの支援
- ・ケアラーへの支援

○こどもの意見表明と施策への反映

《こども計画に盛り込む施策の例》

- ・こどもからの相談への対応
- ・アドボケイト
- ・社会参画や意見表明の機会の充実

※こどもの権利が侵害された場合の救済の仕組みについては、先行自治体（こどものための権利救済機関を条例設置しているのは、都道府県では秋田県、埼玉県、山梨県、長野県の4県、県内市町では東員町、名張市の2市町）における現状や課題、好事例の調査など、導入に向けた必要な検討を進めることとする。なお、令和6年度にこども家庭庁において、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等を含め、国内外の相談救済機関の事例に関する調査研究が行われる予定であることから、こうした国の動きにも留意しつつ、こどもが利用しやすく、実効性のある仕組みとなるよう、検討を進めることとする。

⑦ 実行計画の策定 ※新規

《見直しの方向性》

- ・現行条例では、実行計画の策定について定めていないことから、条例に基づく政策を具体化するための実行計画の策定を規定する。

3 こども計画策定の方向性

- ・子ども条例に基づき、こどもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）を守るための県の主要なこども施策を網羅した計画とする。
 - ①こどもの権利について学ぶ機会の提供、こどもが権利の主体であることの社会全体での共有
 - ②子育て家庭・こどもに寄り添った多面的支援
 - ③こどもの安全安心の確保
 - ④こどもの学び、成長への支援
 - ⑤こどもの意見表明と施策への反映
- ・国のこども大綱に含まれる「少子化対策」、「こども・若者育成支援」、「こどもの貧困対策」に関する県施策についても計画に盛り込む。
- ・計画期間は、令和7年度から11年度までの5か年。
- ・具体的な数値目標や指標を設定する。数値目標については、「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標として、国のこども大綱で示されている数値目標（アウトカム）を参考にする。

《参考：「こども大綱」の数値目標》

- ・「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合
- ・「生活に満足している」と思うこどもの割合
- ・「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）
- ・社会的スキルを身につけているこどもの割合
- ・「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合
- ・「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合
- ・「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合
- ・「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合
- ・「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合
- ・「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合
- ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合
- ・「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合

